

弘前市の事業者向けコロナウイルス感染症対策について

①弘前市小口資金特別保証融資内に「特別小口枠」を新設

【制度概要】

融資対象者	小口資金特別保証融資の融資対象者のうち、新型コロナウイルス感染症により売上減少等の影響を受け、セーフティネット4号・5号、または危機関連保証のいずれかの認定を受けたもの ※セーフティネット4号・5号、危機関連保証は次頁参照		
融資限度額	300万円	資金使途	運転資金
融資枠	小口資金特別保証融資制度内に準ずる		
利率	年率1.9%以内（固定） ※市が全額補助		
融資期間	7年以内（1年以内の据置含む）		
保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネット保証4号に該当の場合…0.86% ・セーフティネット保証5号に該当の場合…0.95% ・危機関連保証に該当の場合…0.80% ※市が全額補助		

②青森県融資制度の経営安定化サポート資金「災害枠」に対し保証料を補助

【制度概要】

融資対象者	以下のいずれにも該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・経営安定化サポート資金「災害枠」を利用した者 ・セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けたもの ※セーフティネット4号・5号、危機関連保証は下記参照		
融資限度額	3,000万円	資金使途	運転資金、設備資金
利率	年率0.9%（固定）		
融資期間	10年（2年以内の据置含む）		
保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネット保証4号に該当の場合…0.86% ・セーフティネット保証5号に該当の場合…0.95% ・危機関連保証に該当の場合…0.80% ※県が30%、市が70%補助		

◆ セーフティネット保証、危機関連保証の認定条件

保証の種類	条件
セーフティネット保証4号	1年以上事業を営み、最近1か月の売上と今後2か月の売上見込みが前期比20%以上減少
セーフティネット保証5号	特に重大な影響を受ける508業種（国指定）を営み、最近3か月の売上又は最近1か月の売上と今後2か月の売上見込みが前期比5%以上減少
危機関連保証	最近1か月の売上と今後2か月の売上見込みが前期比15%以上減少

◆各制度の窓口

- ・融資制度…各金融機関
- ・セーフティネット保証、危機関連保証…市商工労政課